

令和4年第4回

中札内村議会臨時会会議録

令和4年5月10日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	高島啓至君	施設課長	川尻年和君
住民課	山本一美君		
課長補佐			

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤 悟君 書記 小関梨菜君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	議案第 2 7 号	中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 4	議案第 2 8 号	工事請負契約の締結について

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は 8 人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 4 回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、4 番大和田議員と 5 番北嶋議員を指名いたします。

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第 2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日に決定いたしました。

◎日程第 3 議案第 27 号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第 3、議案第 27 号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、国において本年 3 月 31 日付で公布、4 月 1 日から施行された、地方税法等の一部を改正する法律ほか関係政令並びに省令の一部改正に伴い、村税条例の内容を調整する必要が生じたことから、本村条例の一部改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは補足説明いたしますので、黒ナンバー 2 番、議案関係資料の 1 ページをお開きください。

今回の改正は、いずれも地方税法等の改正に伴うものでありますが、条例本文のほか附則の一部改正が混在しており、新旧対照表による説明では分かりにくいことから、改正概要をまとめた資料をもとに、要点のみを抜粋して説明させていただきます。

なお、改正要約のほかに関連いたします上部法等は米印により示しておりますが、条項の繰り上げや繰り下げ、簡易な字句修正などにつきましては、資料への記載をご参照いただくことをお願い申し上げ、説明を一部省略させていただきたいと思います。

また、改正に係る施行日は項目ごとの最下段に記載しておりますので、個々の説明については省略させていただきたいと思います。

まず、第1条改正、ページ上段の「1 村民税」関係であります、(1)は村民税所得割の課税標準を規定するもので、税条例第33条第4項、第6項の関係となりますが、確定申告書に特定配当又は特定株式などの譲渡所得が記載されている場合でも、所得金額として適用しないとした改正で、具体的には所得税と住民税の課税方式を統一するためのものとなっております。

続きまして、(2)は配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を規定する税条例第34条の9第1項の関係ですが、いずれも税額控除を確定申告書の記載をもって判断するとした改正となっております。

続きまして、(3)は村民税の申告を規定する税条例第36条の2第1項において、公的年金等受給者の申告義務を謳うほか、生計を一にする配偶者の申告義務の明確化を謳う改正となりますが、具体的には配偶者控除と同額38万円の配偶者特別控除を受ける場合を除き、申告義務が発生するとした改正内容となっております。

続きまして、2ページ上段の(6)個人村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書を規定する税条例第36条の3の2第1項では、扶養親族申告書の記載事項において、生計を一にする配偶者の氏名を追加するもので、条項に第2号の規定を新たに加える改正となっております。

続きまして、(7)個人村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、これを規定いたします税条例第36条の3の3第1項では、特定配偶者及び退職手当等を有する扶養親族に係る申告書の提出を義務化するとともに、新たに第2号の条文を追加し、申告書の記載事項に特定配偶者の氏名を加えるものとなっております。

続いて、ページ下段(10)、こちらは個人村民税の住宅借入金等特別税額控除を規定する税条例、附則第7条の3の2第1項、こちらにおいては、特別税額控除の対象拡大を図るものとして、控除対象期間は令和20年度までの5年間延長、居住要件は令和7年まで4年間の延長を図る改正となっております。

続きまして、3ページ上段(11)上場株式等に係る配当所得等の村民税の課税特例、こちらを規定いたします税条例、附則第16条の3第2項、こちらは配当所得の申告分離課税において、所得税で適用を受けた場合に限って、村民税においても課税特例を適用するものとなっております。

続きまして、(12)及び(13)特例適用及び条約適用利子及び配当等に係る村民税の課税特例の規定で、税条例においては附則第20条の2第4項並びに附則第20条の3第4項及び第6項の改正となりますが、いずれも所得区分と記載方法を整備するもので、具体的には確定申告書への特例適用の明記を規定するものとなっております。

続きまして、ページ下段(14)新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例、こちらは税条例、附則第25条で特別税額控除の期間延長等を規定するもの

で、今回の法改正に伴い現行の条文を削除するものとなっております。

続きまして、4 ページ上段からの「2 固定資産税」の関係です。(1) 納税証明書の交付手数料に係る税条例第 18 条の 4、こちらにつきましては、法改正に伴い納税証明書等の交付に際し、住所に代わる事項を記載したものを含めて手数料を徴収するとした改正となります。次の(2) 固定資産課税台帳の閲覧に係る手数料、(3) 課税台帳の記載事項に係る証明書の交付手数料、こちらにつきましても、ほぼ同様の改正内容となっております。

具体的には、DV被害者等の申し出を行った者の住所地が、各種証明書の交付、固定資産課税台帳等の閲覧を通して第三者に漏れる可能性を極力低減するため、申し出のあった方の住所に代わる事項を記載することとされたもので、その際においても同様の手数料を徴収する改正となっております。

続きまして、5 ページ上段(4) 法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合、こちらは税条例、附則第 10 条の 2 第 2 項の改正となりますが、下水道法に規定する除害施設に課する課税標準の特例割合を、現行 4 分の 3 から 5 分の 4 に拡充するものとなります。

なお、ここで言う「除害施設」とは、公共下水道を使用する事業者等が、下水道施設を損傷したり、機能を妨げる恐れがある際に、自主的に障害を除去するための処理装置などを設ける事を指しているものであります。

続きまして、(5) 新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、税条例、附則第 10 条の 3 第 8 項及び第 10 項の関係になります。条文においては改修と改修工事の文言の後に「等」を付す改正となっておりますけれども、具体的には省エネ改修に係る工事費対象額を現行 50 万円超から 60 万円超へ引き上げるとともに、断熱工事改修の費用が 50 万円を超える場合は、太陽光発電、高効率空調機や給湯器、これらの工事費を合わせて、60 万円を超える場合も対象とする改正となっております。

続きまして、(6) 宅地等に課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例、こちらは税条例で附則第 12 条の関係ですが、令和 4 年度に限った課税標準額の上昇幅に対する特例措置を行うもので、具体的には現行の宅地と同様一律 5 %を超える場合の特例を、商業地のみ上昇幅を引き下げ、2.5 %を超えるものを対象に拡大する改正となっております。

続いて、6 ページ上段、「3 軽自動車税」の関係です。種別割の減免に係る改正で、税条例においては第 89 条の条文内容をより具体化に示すものであります。村長が必要と認める減免対象の範囲に、貧困による公私の扶助を受ける者が所有する車両及び天災により著しく価値を減じた車両を加えた改正となっております。

続きまして、ページ中段、第 2 条改正ですが、囲い内に記載のとおり、昨年 5 月臨時会において承認をいただきました村税条例改正の一部が、上部法の改正により更に改正が必要となったものでございます。

まず、(1) 個人村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、こちらにつきましては、前年度の改正条例第 1 条のうち第 36 条の 3 の 3 第 1 項において、扶養親族申告書に記載すべき親族等の範囲について規定を整備するものであります。

次に、(2) 村民税に関する経過措置です。こちらは前年度、改正条例、附則第 2 条第 4 項、こちらの条文を修正し、個人村民税の非課税の範囲について、規定の整備を図るものとなっております。

なお、前段の説明で申し上げましたとおり、施行日に関しましては項目ごとに記載するとおり、本年 4 月 1 日、令和 5 年 1 月 1 日、令和 6 年 1 月 1 日、令和 6 年 4 月 1 日、この 4 段

階にわたる改正となっております。

以上で、村税条例の一部改正に係る補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第27号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第27号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第27号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第28号 工事請負契約の締結について

○議長（中井康雄君） 日程第4、議案第28号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、工事について、5月9日に指名競争入札を行った結果、決定しました業者と随意契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第28号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、議案関係資料21ページをお開きください。

公共施設解体撤去等工事ではありますが、契約の方法は随意契約であります。随意契約に至る経過について、ご説明申し上げます。

本件は、5社による指名競争入札を執行したところ、1回目、2回目双方とも予定価格の範囲の額に至らず、最低入札額の永井工業株式会社と協議を行い、5,335万円で契約しようとするものであります。予定価格は5,347万1千円でありました。

工事の概要については、旧役場庁舎等除去工事で、鉄筋コンクリート造２階建て、延床面積１，２６３．２平方メートルの除去を行うものです。

なお、２２ページに配置図を添付しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第２８号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

１ 番 木村議員。

○１番（木村優子君） それでは質問させていただきます。

もともと令和４年度の予算額では、工事請負契約の予算が５，７０７万９千円になっておりまして、ただいま、ご説明ありました予定額だとだいたい３７０万円ほど下がっていますけれども、その理由についてお知らせください。

○議長（中井康雄君） 少々お待ちください。

○議長（中井康雄君） 再開いたします。

川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 木村議員の質問にお答えしたいと思います。

当初予算につきましては、令和４年度の足場、さらには労務単価がですね、上がるというようなことも含めて、予想をしながら予算を計上しておりました。

今回、令和４年度の単価を積算した結果、３７０万円の減額に至ったものであります。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第２８号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第２８号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和４年第４回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前１０時２３分